

電子商取引をめぐる議論

電子商取引については、1998 年 9 月の WTO 一般理事会特別会合で採択された作業計画に従って作業が行われている。電子商取引について問題となり得る措置をここで取り上げることとする。

1. EU 個人データ保護指令

EU は 1995 年 10 月に個人データ保護に関する指令（指令 95/46/EU）を採択し、1998 年 10 月 25 日に同指令に基づいた EU 加盟各国の国内法整備期限が到来した。（現在、国内法整備を行っているのは、英、伊、スウェーデン、ギリシャ、ポルトガル、ベルギーの 6 カ国。）同指令では、域内において、個人情報取り扱いに係る規範の提示、違反者に対する制裁、被害者に対する救済措置等に加え、第三国が「適切な」レベルの保護措置を講じていない場合に、個人データの移転を規制することができるとしている。

情報通信技術の発展に伴い、プライバシー保護の問題は一層重要となっているが、同指令では個人データ移転に係る規制措置の具体的な運用は明らかになっておらず、運用次第では、例えば、特定国への移転を容認・規制する点で GATS 第 2 条最恵国待遇にある「即時かつ無条件」に抵触し、また電子商取引の円滑な実施を阻害するおそれもあり、注視が必要である。

なお、GATS と抵触する個人データの保護措置であっても、GATS 第 14 条(c) (ii)で正当化されうるとの議論があり得るが、仮にそうだとすると、米国ガソリン事件及び米国エビ輸入禁止事件で示された上級委員会の判断に照らせば、同条柱書の「ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある国の間に恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービス貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする」という要件を満たす必要があると考えられる。（第 17 章「既存ルールの解釈・運用をめぐる諸問題」参照。）

2. インターネット利用に係わる回線利用負担の在り方

電気通信分野において、国際電話や国際専用線などの従来のサービスにおいては、2 カ国間を結ぶネットワークのコストは、両国の通信事業者が折半する仕組みが一般的である。他方、インターネットの国際回線費用の負担に関しては、米国外の事業者全額負担しているのが現状であり、結果として、米国以外の国のインターネット利用料金の低廉化の阻害要因となっている。

この慣行はインターネットが米国の学術分野から発展し、従来は米国の学術データベースへのアクセスを希望する者が多かったという歴史的経緯から形成されたものと考えられるが、現在では、インターネットは全世界的に広がり、インターネット電話やインターネット FAX 等の双方向通信も普及してきていることから、米国から他国へのアクセスも相当量存在すると考えられる。

この問題に関しては本年に、アジア諸国の電気通信事業者 10 社が、米国事業者に対して、インターネットの国際回線費用の応分を求める共同声明を発表したところである。

インターネットに関して国際回線費用を米国外事業者が一方的に全額負担するという現在の慣行は、必ずしも WTO 協定違反とは言えないが、公正な競争条件を阻害するものであり妥当とは言えない状況になっている。慣行の是正に向けた適切な対処がなされることを期待する。